

生徒の尊厳を守るために

学校法人上智学院 中等教育部門(イエズス会4校)における
生徒への加害行為等の防止に関するガイドライン

2024年7月1日

学校法人上智学院

【本ガイドライン 制定の目的について】

近年、学校現場で教育に携わる教職員に対し、その職責を十分に理解し、一層の高度な倫理観や規範意識を持つための不斷の取り組みをすべく、社会的な要請が高まっています。

イエズス会学校においては、生徒へのいかなるハラスメント、虐待、人間の尊厳を脅かす行為もあってはならないところであり、イエズス会は「PCCP」(The Promotion of Consistent Culture of Protection)という取り組みのなかで、「セーフガード」として、守るべきルールを示しています。このたび本年4月、イエズス会日本管区長より小職へ、「セーフガード」の実施を各学校において徹底するよう、要請がなされたところです。

イエズス会4校の全教職員は、「セーフガード」及びイエズス会学校10の識別子の(2)「安全で健康的な環境をつくる」の主旨を十分に理解し、全ての生徒を教職員による体罰やわいせつ行為等の被害から守ることを至上の使命としなくてはなりません。各学校において、本ガイドラインを全ての教職員に共有し、教職員各自がこれを遵守することで、上記の使命の実現に資するものとします。

2024年7月1日

学校法人上智学院 理事長 アガスティン サリ

イエズス会中等教育担当理事 李 聖一

【目次】

1. 性暴力等の禁止 p.3
2. 性的行為、セクシュアル・ハラスメント等の禁止 p.4
3. SNS等を利用した私的なやりとり等の禁止 p.4
4. 体罰の禁止 p.5
5. 不適切な指導、暴言等の禁止 p.6
6. 障害者差別、SOGIハラスメントの禁止 p.8

1. 性暴力等の禁止

イエズス会 4 校の教職員は、生徒を守り育てる立場にあり、生徒に対する性暴力等を絶対に行ってはならない。

1) 具体的な行動

- ① 生徒に対する性暴力等は、生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることを踏まえ、決して行わない。また、そうした行為を断じて許さない。
- ② たとえ、「相談事を聞いていて必要だと思った」「心の安定を図るためのスキンシップだった」「抱きしめることが相手を勇気づけると思っていた」など、生徒を助けたいとの思いがあつたとしても、身体接触を行う理由とはならないことを認識する。
- ③ 不同意わいせつ、16歳未満の者に対する面会要求等、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、公然わいせつ、住居侵入(わいせつ等目的)、痴漢、のぞき、盗撮などの迷惑防止条例違反、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反、わいせつ物頒布等、性的姿態撮影等処罰法等に該当する行為は、重大な非違行為であることを改めて認識する。これらの行為を生徒に行なうことが、児童生徒性暴力等に当たる場合があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなることを理解する。

【児童生徒性暴力防止等】

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第3条に、「教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない」と規定されている。教育に携わる全ての者は、次に示す一切の行為を行ってはならない。

- ① 児童生徒等に性交等をすること又は性交等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること
- ③ 16歳未満の者に対する面会要求等刑法の罪※、児童買春、児童ポルノ法違反、性的姿態撮影等処罰法違反
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ(性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの)

※16歳未満の者に対して、わいせつの目的で、面会を要求する若しくは面会する行為、性的な部位を露出した姿態などを撮って写真や動画を送るよう要求する行為

【参照】:

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定)

2. 性的行為、セクシュアル・ハラスメント等の禁止

イエズス会4校の教職員は、生徒に対して、立場を利用した不適切な行為、生徒を傷つけるような性的言動(セクシュアル・ハラスメント)等を絶対に行ってはならない。

1) 具体的な行動

- ① 生徒に対する個別指導は、放課後の教室、特別教室、屋上階段等、他者の目に触れにくい状況や閉鎖的な場所で行わない。また、一人で行うのではなく、複数で対応することを原則とする。(但し、担任面談など、予め校長の了解がなされないと解される所定の面談、また特に単独で対応する必要性があると認められる場合においてはこの限りではない)
- ② スキンシップや励ましのつもりで生徒の身体に触れるなど、指導上不必要的身体接触を決して行わない。
- ③ 生徒と二人でデートや食事をする、教職員の自宅等に迎え入れる、自家用自動車に同乗させるなど、決して密室で2人きりになる状況を作らない。
- ④ 管理職の許可無く、生徒の自宅を訪問したり、休日等に個別指導をしたりしない。
- ⑤ 休日等に、学校外で特定の生徒と私的に会わない。
- ⑥ 相手が不快に感じる性的な言動が、全てセクシュアル・ハラスメントとなることを自覚し、こうした行為は行わない。
- ⑦ 教員と生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、生徒が教員からの誘いを拒みにくいことを理解して接する。

【参照】:各校 ハラスメント防止等に関する規程

3. SNS等を利用した私的なやりとり等の禁止

イエズス会4校の教職員は、所属長の承認を受けることなく、電子メールやSNS等を利用して、生徒と私的なやりとりを行ってはならない。

1) 具体的な行動

【前提となるルール】

- 教員の私用携帯電話番号・私用SNSアカウント・私用メールアドレスを生徒へ開示しないこと
- 生徒の携帯電話番号・私用SNSアカウント・私用メールアドレスの情報を入手しないこと
- 生徒との間でなされるいかなる連絡においても、教員の私用携帯電話・私用SNSアカウント・私用メールアドレス、生徒の携帯電話・私用SNSアカウント・私用メールアドレスを使用しないこと

- ① いかなる理由があっても、個人的に、勤務校の生徒及び保護者と電話番号やSNS等のアカウント等の連絡先を交換しない。
- ② 生徒と個別に連絡をとることが指導上必要だと考えた時は、個人で判断するのではなく、管理職と相談の上、対処する。
- ③ 職務上やむを得ずメールを使用して連絡する場合は、校務用PCから、CCもしくはBCCで、管理職に同一のメッセージを送信する。
- ④ 勤務時間中に私的にSNS等のやり取りを行った場合は、職務専念義務違反に該当することがあること、職務上知り得た情報を生徒及び保護者に発信した場合、守秘義務違反に該当することを理解する。
- ⑤ 不適切事案(生徒への加害行為等)へとつながるきっかけは、生徒から連絡先等を聞かれることや部活動等の業務上のやり取りであることを念頭に置き、生徒に対して、私的な電話やSNS等のやり取りができないことを伝える。

4. 体罰の禁止

イエズス会 4 校の教職員は、体罰が生徒に肉体的苦痛を与える行為であるとともに、生徒の生命を奪う可能性があることを強く心に刻み、絶対にこれを行ってはならない。

1) 具体的な行動

- ① 体罰とは、生徒に対する懲戒のうち、生徒の身体に①直接的に肉体的苦痛を与える行為（殴る、蹴る、たたく、倒す、投げる等）②間接的に肉体的苦痛を与える行為（長時間にわたる正座・起立等）あることを改めて認識し、こうした行為は行わない。
- ② 生徒の問題行動を指導する場面では、感情の高ぶりにまかせることなく、言葉によるコミュニケーションを通じて冷静に指導する。
- ③ 生徒に対して、何について、なぜ指導するのかを説明し、生徒が自らの非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるような指導を行う。
- ④ 生徒の問題行動について、校内の教員で情報を共有し、組織的な対応を実施するとともに、必要に応じて、外部の専門家・専門機関や保護者と連携し、体罰に頼らない対応を行う。
- ⑤ 学校として、生活指導や部活動指導（外部指導員による指導を含む）を組織的に行う体制を作る。
- ⑥ 他の生徒がたたかれているのを見て育った者は、教員はたたいて指導するものであるという誤った指導者像を植え付けられることから、体罰を受けた者が、再び体罰を行う側に立つという体罰再生産の負の連鎖を断ち切る。

5. 不適切な指導・暴言等の禁止

イエズス会 4 校の教職員は、不適切な指導、暴言等が生徒に精神的苦痛を与え恐怖心や不信感を抱かせるものであることを正しく認識し、肉体的苦痛を与える体罰と同様に、決してこれを行ってはならない。

1) 具体的な行動

- ① 生徒等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使(手をはたく(しっぺ)、おでこを弾く(デコピン)、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出す等)は、不適切な指導であり、運動部活動やスポーツ指導において、生徒の現況に適合していない過剰な指導は、行き過ぎた指導であることを認識し、こうした行為は行わない。
- ② 生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛や負担を与える言動(罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等)は、暴言等に当たることを認識し、こうした行為は行わない。
- ③ 教員にとっては、軽い気持ちだった、冗談のつもりだった、コミュニケーションのつもりだったという意図で発した言葉でも、生徒の心を傷つける可能性があることを心に留め、生徒の心情に配慮した言動を行うように努める。
- ④ 教員等は指導に当たり、生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組む。
- ⑤ 生徒による暴力や暴言があった場合でも、決して体罰、不適切な指導、暴言等によることなく、生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切な手段で懲戒を行い、粘り強く指導する。

○なぜ、体罰、不適切な指導、暴言等が繰り返されるのか

1. 体罰を行った教員自身の問題

1) 誤った指導経験

- ・教員自身が体罰や暴言を受けた経験
- ・体罰による指導を行ったことによる成功体験
- ・暴力による一時的効果の誤解と依存性

2) 偏った指導観及び価値観

- ・善意であれば何をしても許されるという誤った熱意、指導観、使命感
- ・生徒の私物化、支配化
- ・部活動における勝利至上主義

3) 体罰等や人権感覚への認識部署く

- ・体罰等に対する認識不足

・人権感覚の欠如、調教的発想

・暴力肯定の潜在意識

4) 教員の指導力の不足

・他に適切な方法があるにもかかわらず、安直に体罰等に頼る指導力

5) 教員自身の気質に関する問題

・怒りに対する自己行動コントロール能力の欠如

2. 学校や周囲の教員の問題

1) 体罰を容認する風土

・生活指導や部活動指導を熱心に行う一部の教員への依存体質

・日頃の熱心な指導や生徒との厚い信頼関係と、体罰との相殺感覚

・部活動指導に対するボランティア意識

2) 閉鎖的環境

・教員の親代わり意識と独善性

・学級・部活動の閉鎖性(王国意識)

・部活動の独立性・広域性

3) 学校文化や教員の意識

・遵法精神の欠落・法令の形骸化

4) 体罰等を注意できない意識

・教員の仲間意識と事なき主義

・課題のある指導に対する意見しがたい遠慮意識

・隠れによる体罰の潜在化

○ 体罰、不適切な指導、暴言等の根絶に向けて

・指導に関する独善的な考え方、偏った価値観・指導観の払拭

・怒りや興奮をコントロールする技術の習得

・生徒への理解を深めるとともに、体罰等に頼らない適切な指導技術の習得

・指導が困難な生徒に対する複数指導体制等、校内支援体制の整備

・部活動に関する校内規定や組織体制の見直し

・校内コンプライアンス体制の整備

・外部指導員等に対する研修・指導等

6. 障害者差別、SOGI ハラスメントの禁止

イエズス会 4 校の教職員は、性別違和、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別、その他性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。また、障害を理由として、不当な差別的取扱いを行ってはならない。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。

1) 具体的な行動

- 性別違和に係る生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合、個別の事案に応じ、その生徒の心情等に配慮した対応を行う。
- 教職員は、生徒間で、性自認や性的指向に関連した差別的な言動や呼称、嘲笑、いじめや暴力が行われることのないよう生徒を指導していく。
- 生徒の前で、性的マイノリティの方々を差別したり揶揄したりする等の SOGI ハラスメントと呼ばれる行為は行わない。
- 性的指向、性自認等の公表(カミングアウト)に関して、いかなる場合も、強制、若しくは禁止をしてはならない。又は本人の意に反して公にしてはならない。(アウティングの防止)
- 障害のある生徒等一人一人のニーズを的確に把握し、適時・適切な支援を行う。
- 生徒や保護者から、障害を理由とした合理的配慮の申し出があった場合は、自分で判断せずに、管理職等に相談し、組織的な対応を行っていく。

【参照】:

- ・障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

2) SOGI ハラスメントについて

OSOGIとは、「性的指向」(Sexual Orientation) と「性自認」(Gender Identity) の頭文字をとった言葉で、全ての人の性のあり方(セクシュアリティ)を人権として考えていく際に使われます。

OSOGIハラスメントの例としては、「LGBTって気持ち悪いよね」のような差別したり揶揄したりする内容、「あの子、そっち系なんじゃないの？」のような性のあり方を決めつけたりする内容、「うちのクラス(学校)には、LGBTなんていない」のような性的マイノリティの居場所を奪うような内容、「あの子、レズビアンだって、知っている？」のような誰かの性のあり方を第三者に勝手に伝える内容などがあります。

○ 教職員は、性的指向や性自認に関する理解を深め、このようなSOGIハラスメントが起こらないよう、生徒、教職員一人ひとりの違いを尊重し、誰にとっても安心して快適に過ごせる環境づくりに努めていきましょう。

※ 本ガイドラインの策定にあたっての参考・引用資料について

本ガイドラインを策定するにあたり、東京都教育委員会の許諾のもと、同委員会「使命を全うする！教職員の服務に関するガイドライン」（令和6年4月改訂）の内容を参考・引用した。引用箇所は、四角囲みにて示した（四角囲み内下線部については引用元の内容を一部改変した）。

以上